

平成21年第348回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成21年3月13日(金曜日)午後 1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 4号 矢吹町保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第10号 矢吹町営駐車場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第17号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第18号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について
議案第19号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について
- 日程第11 議案第20号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第21号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案の上程
議案第2号・第3号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	9番	熊	田		宏	君
10番	永	沼	義	和	君	11番	諸	根	重	男	君

1 3 番	根 本 信 雄 君	1 4 番	吉 田 伸 君
1 5 番	栗 崎 千 代 松 君	1 6 番	柏 村 栄 君
欠席議員（2名）			
8 番	角 田 秀 明 君	1 2 番	遠 藤 守 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	野 地 誠 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画経営課長	圓 谷 誠 君	総 務 課 長	会 田 光 一 君
税 務 課 長	蛭 田 武 良 君	町民生活課長	小 林 伸 幸 君
保健福祉課長	根 本 孝 一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	須 藤 源 太 君
都市建設課長	藤 田 豊 君	上下水道課長	堀 勇 次 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 針 茂 君	教育次長兼 学校教育課長	坂 路 寿 紀 君
生涯学習課長	水 戸 光 男 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内 藤 正 昭	主 幹 兼 局 長 補 佐 兼 次 長	水 戸 邦 夫
--------	---------	---------------------------	---------

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。午前中は中学校の卒業式、大変ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第348回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

会議に先立ちまして報告いたします。8番、角田秀明君、12番、遠藤守君より欠席する旨の届け出がありました。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 根本 信雄 君

14番 吉田 伸 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

第348回定例町議会が本日3月13日招集になりましたので、それに先立ち、3月11日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議しました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案について、議会事務局長から説明を求め協議しました結果、会期を3月13日から3月23日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は37件であります。そのうち諮問1件、専決処分の報告1件、条例の一部改正2件、指定管理者関係議案5件並びにまちづくり総合計画議案1件については全体審議といたします。

次に、条例の一部改正等12件及び3月6日までに受理いたしました請願2件、陳情2件については、それぞれの常任委員会に付託して審議することにいたします。

また、補正予算関係議案6件と当初予算関係議案9件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議することにいたします。

なお、総務・文教厚生・産業建設の各常任委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。1日目の本日は、本会議で諮問1件、報告1件、条例の一部改正2件、指定管理者関係議案5件は全体審議として採決いたし、日程第13で議案第2号から第3号、第5号から第9号、第11号から第16号までと第22号から第36号を一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

続きまして、2日目の3月14、3日目の15日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の16日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行い、総括質疑をして議案・請願・陳情の付託を行います。

5日目の17日火曜日は、午前は各常任委員会を開催いたし、午後から第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

6日目の18日水曜日は、前日に引き続き、第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

7日目の19日木曜日も同様に、第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

8日目の20日金曜日は、休日のため休会といたします。

9日目の21、10日目の22日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の23日月曜日は、午後1時30分から本会議を開き、日程第1で議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更を審議・採決を行います。

次に、各委員会に付託した議案・請願・陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議・採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等がありました場合には、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例議会は恒例によって最終日、本会議終了後の午後6時からいやさかにおいて、町管理職と町管理職退職者の送別会を兼ねました懇親会を開きますので、皆様のご参加をお願いいたします。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月13日から3月23日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月13日から3月23日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会、西白河地方衛生処理一部事務組合議会における議案書の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（柏村 栄君） 次に、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） それでは、例月出納検査についてご報告いたします。

検査を執行した日ですが、平成20年度11月分を12月25日に、12月分を1月26日に、1月分を2月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成20年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月27日に行いました。検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（柏村 栄君） これより組合議員から議案審議の結果について順次報告を求めます。

白河地方水道用水供給企業団議員、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは報告させていただきます。

去る2月24日に、平成21年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が開催され、同僚議員であります永沼議員と出席させていただきました。その結果につきまして、両者を代表して報告させていただきます。

それでは、お手元に配付いたしました平成21年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会の開催結果であります。

初めに、議案第1号 平成20年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）であります。

本案は、収益的支出122万8,000円を減額の上、支出総額を6億9,756万円とし、資本的収支では、資本支出7,000円を減額し、支出総額を3億3,388万7,000円とするもので、あわせて資本的収入が支出額に不足する額及び補てん財源をそれぞれ変更するものであります。

また、議会の議決を経なければならない職員給与費を8万円減額するものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成21年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。本案は、平成21年度収益的収入予定総額を7億2,493万5,000円とし、支出の総額を6億9,775万5,000円とするものであります。

また、資本的収支予定額では、収入予定額を5,805万8,000円とし、支出予定額を3億4,163万7,000円と定め、支出額に不足する額2億8,357万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであり、あわせて議会の議決を要する流用経費額、構成団体からの補助金などが提案されたものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、皆様のお手元に配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思いますと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 次に、私から平成20年12月24日に開催されました平成20年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会並びに平成21年2月24日に開催されました平成21年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、平成20年12月24日に開催されました定例会で提案されました議案は7件でありました。

議案第15号、議案第16号はいずれも専決処分の承認を求めることについてであり、交通事故による損害賠償についてであります。

議案第15号は、平成20年6月12日、塙町大字塙地内で発生した事故により、塙町在住の石川友康氏に5万6,215円の損害賠償を行い、議案第16号は、平成20年7月16日、西郷村大字小田倉地内で発生した事故により、西郷村在住の社会福祉法人牧人会理事長山下勝弘氏に4万9,182円の損害賠償を行った専決処分の承認についてであります。

議案第17号についても、専決処分の承認を求めることについてであり、平成20年度一般会計補正予算（第1号）であり、歳入歳出予算総額に13万9,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億4,132万3,000円とするものであります。

議案第18号、議案第19号についても専決処分の承認を求めることであり、議案第18号は、議会の議員及び管理者の報酬並びに費用弁償に関する条例から議員報酬の支給方法等に関する部分を分離するための一部改正であり、議案第19号により、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を新たに制定するものであります。

以上、専決処分の承認5件については、それぞれ原案のとおり承認されました。

議案第20号は、決算の認定であります。平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算ですが、歳入総額22億1,031万4,792円、歳出総額21億7,926万9,306円で翌年度へ繰越額3,104万5,486円となり、原案のとおり認定されました。

議案第21号 平成20年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ643万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,775万9,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、平成21年2月24日に開催されました定例会であります。提案されました議題は2件であります。

議案第1号 平成20年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,416万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,359万4,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成21年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算についてであります。本案は歳入歳出の総額をそれぞれ21億8,536万4,000円、前年度対比2.49%の減とするものであり、矢吹町の負担金は2億3,927万1,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、平成20年12月24日に開催されました西白河地方衛生処理一部事務組合第2回組合議会定例会並びに平成21年2月24日に開催されました平成21年第1回西白河地方衛生処理一部事務組合議会定例会について報告い

たします。

初めに、平成20年12月24日に開催されました定例会で提案されました議案は4件であります。

議案第4号は、平成19年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額22億6,609万1,610円、歳出総額21億9,178万6,272円で翌年度へ繰越額7,490万5,338円となり、原案とのおり認定されました。

議案第5号 平成20年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,490万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,557万4,000円とするものであり、原案のとおりの可決されました。

議案第6号、議案第7号については専決処分の承認を求めることについてであります。議案第6号は、議会の議員及び管理者の報酬並びに費用弁償に関する条例から議員に関する部分を分離するための一部改正であり、議案第7号により議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例を新たに制定するものであります。いずれの議案も原案のおり承認されました。

次に、平成21年2月24日に開催されました定例会であります、提案されました議案は3件であります。

議案第1号 平成20年西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から1,811万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億7,746万とするものであります。

議案第2号 平成21年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計予算は、予算総額16億9,902万4,000円で、前年度と比較して17.55%の減であります。

議案第3号 平成21年度西白河地方衛生処理一部事務組合負担金については、矢吹町分として1億6,835万9,000円となっております。いずれも原案のとおりの可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（柏村 栄君） これより会期外に行われました委員会からの調査報告を各委員長から順次求めます。

文教厚生常任副委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 文教常任委員長、角田秀明君がこの会期外付託案件の調査結果報告について発表するわけですが、委員長、急に身内に葬式ができて、副委員長である私が報告いたします。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

次のページですけれども、1番から5番までは割愛させていただきます。

6番、研修経過。

今回は、調査計画にありました家庭用ごみ処理の対応について調査を実施しました。

深谷市は、昭和30年1月1日に市町村合併促進法に基づき、深谷町を中心として近隣4村、藤沢村、幡羅村、珍しい名前ですね、明戸村、大寄村を合併し、昭和48年4月1日には豊里村を編入し、平成18年1月1日、深

谷市、岡部町、川本町及び花園町が合併して新深谷市として誕生した市であります。

埼玉県の西北部に位置し、平成20年4月1日現在の総人口14万7,761人であり、平成17年の国勢調査における人口は14万6,461人、平成12年の国勢調査における人口は14万6,562人であり、ほぼ同じような人口推移となっております。

面積は137.58平方キロメートルで、田畑が48.9%を占めており、野菜生産の盛んな市であります。東京都心から70キロメートル圏にあり、北部は利根川水系の低地で、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっております。交通の面では関越自動車道花園インターチェンジが設置され、国道17号線、国道140号線、国道254号線等が市内を縦横断しており、また、鉄道ではＪＡ高崎線、秩父鉄道の２路線において駅を有していることから、東京都心方面、上信越方面、秩父方面の交通の要衝となっております。将来都市像としては、「夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市ふかや」の実現に向けた市政運営を目指している市であります。

今回の研修目的は、家庭用ごみ処理の対応についてであります。ごみの処理においては、熊谷市、深谷市及び寄居町の２市１町で組織する大里広域市町村圏組合により取り組まれ、組合での共同処理するという事務としては、広域行政振興計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に伴う連絡調整に関すること、ごみ焼却施設の建設及び管理運営に関すること、不燃物処理場の建設及び管理運営に関すること、介護保険に関することです。受益者は、総面積361.63平方キロメートル、平成20年4月1日現在の総人口39万1,485人を対象としております。

大里広域市町村圏整備組合施設としては、可燃物の中間処理場は圏内３カ所の清掃センターで、不燃物の中間処理は１カ所のクリーンセンターで、ペットボトルについては１カ所の減容化施設で対応しております。残滓等については埼玉県環境整備センター及び資源循環工場等により最終処分場を委託しているとのことであります。

ごみの分別方法、収集回数、ごみの中間処理方法については、ほぼ当町（当地方）、矢吹町ですね——と同じであります。極端に違うことは、ごみの収集運搬についてはそれぞれの市町における独自の対応となっており、共同で処理する事項としては、ごみ焼却及び不燃物の処理であります。

ごみの収集方法では、深谷市、寄居町が民間業者へ収集業務を委託、熊谷市は約半分を直営で、残り半分を民間へ収集業務委託を実施しているとのことであります。深谷市の民間業者への委託方法は、５年間の長期継続委託とし、収集回数、収集コース等の収集計画は市において作成し、パッカー車等専用の運搬車両は業者において準備するとのことであります。入札方法としては、指名願の出されている業者すべてに参加いただき入札を実施しているとのことであり、落札業者が一定ではなく変わることもあるとのことであり、うまく競争の原理が働いているとのことであります。

ごみ処理におけるダイオキシン等の節減の環境対策については、基準があり当然達成されなければなりません。また、ごみの再資源化についても積極的に取り組まなければならない事項であります。矢吹町（当地方）においても、ごみの減量化とごみ処理負担金の減額がいかに図れるかが課題であります。議会といたしましても、常に関心を持たなければならない重要事項なのではないかと思われまます。

今後におきましても、ごみ処理対策全般について常に関心を持ち、議論検討を進める必要があるのではない

かと思われます。

以上で報告を終わります。

続けて、次のページに入らせていただきます。

同じく1番から6番までは割愛させていただきます。

7番、研修経過。

今回は、調査計画にありました家庭用ごみ処理の対応、組合概要について調査を実施しました。

西白河地方衛生処理一部事務組合は、廃棄物施設の設置及び廃棄物処理事務（し尿処理、ごみ収集処理）を共同で処理するために、昭和41年1月に1市1町6カ村で設立され、平成7年3月、西白河地方クリーンセンター建設工事竣工と、平成12年3月、白河地方清掃センターし尿処理施設整備工事竣工、平成16年3月、西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工、平成17年11月からは1市1町3村で構成されており、現在の対象面積は612.30キロ平方キロメートル、平成20年4月1日現在、対象人数11万5,576人、対象世帯数3万8,922世帯であります。

平成19年度の歳入歳出決算状況は、歳入合計22億6,669万1,000円、歳出合計21億9,178万6,000円、平成20年度当初予算は、歳入歳出それぞれの合計は20億6,066万9,000円であります。し尿処理事業は、白河地方清掃センターにおいて処理し、施設の運転管理は委託、収集についても許可業者5業者、収集車両21台によって委託対応されております。

ごみ処理事業のうち、ごみ焼却処理事業は、白河地方クリーンセンターにおいて処理し、焼却施設の運転管理などは委託、ごみ収集体制は、収集車両1台3名体制のみ直営、収集車両31台46名体制は委託により対応されております

次のページに入ります。廃棄物再生処理事業は、西白河地方リサイクルプラザにおいて処理し、施設の運転管理は委託によって対応されております。埋め立て処分事業は、西郷埋め立て処分場に埋め立て処分し、施設の管理運営は委託しております。

以上のように、ほぼ、大部分の業務が委託により対応されている現状にあります。処理手数料としては、ごみ袋有料化制度は、容器包装リサイクル法が施行されました。平成11年11月から導入されております。ごみ処理の実績としては、平成15年度から平成19年度までの可燃ごみ・古紙類の合計で年間3万4,000トンから3万1,500トン、不燃・資源ごみの合計で年間7,100トンから5,400トンであります。し尿処理の実績としては、平成15年度から平成19年度まで、年間3万3,000キロリットルから3万7,000キロリットルであります。

各市町村負担金の負担割合算定基準は、し尿処理経費は人口割30%、利用実績割70%、ごみ処理経費は、人口割30%、利用実績割35%、年間運行台数割35%であります。

一部事務組合との質疑応答の主な内容としては、ごみの収集で休日の場合は収集しないと言っているが、収集できないかでは、1日の運行により約200万の経費がかかるのでご理解いただきたいと。今後の各市町村負担金のみの見通しについては、公債費は減少するが修繕費が多くなり、負担金は大幅には減額とはならない。ごみの収集、ごみの処理は、昭和57年から白河地方リサイクルですね、リが抜けています。リサイクルセンターに一括委託している。指名願は常時受け付けしているとのことですが、委託入札の方法は、1団体単独指名により入札で契約を行っていることであります。委託料が支出の大部分を占めており、この委託料によ

り市町村負担金の増減に直結するものであり、委託入札の方法については、今後とも注視する必要があると思われる。

ごみの再資源化についても、積極的に取り組まなければならない事項であります。矢吹町（当地方）においても、ごみの軽量化とごみ処理負担金の減額がいかに関われるかが課題であります。今後におきましても、ごみ処理対策全般について、常に関心を持ち議論検討を進める必要があるのではないかと思います。

以上、文教厚生常任委員会においても、組合庁舎への訪問等を定期的の実施し、意見交換をしてまいりたいと思います。

以上で、文教厚生委員会の調査付託を報告いたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 続きまして、産業建設常任委員長よりお願いします。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 閉会中の所管事務調査結果報告について、第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1番から5番までは、ごらんのとおりでございますので省略させていただきます。

6番、調査経過。

閉会中の所管事務調査として付託されました産業建設常任委員会の事務調査が平成21年1月23日に実施しました。

調査先は、当町への工場移転を計画するレンゴー株式会社郡山工場の概況及び移転計画について調査してきました。

大阪府を本社に、北海道から九州まで日本全国をくまなくカバーするレンゴーの直営工場は、郡山工場を含む36社、こうした各地の直営工場は、多彩なグループ企業を含め連合ネットワークの中核として、地域密着型のサービスを提供されております。また、海外にも中国、タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナムの7カ国に27の合併工場があり、海外展開においてもきめ細かいバックアップ体制をとられております。

連合グループは、明治42年、我が国で初めて「段ボール」を世に送り出して以来、私たちの「包む」「装う」のニーズにこたえてくれるとともに、「物の流れ」の最適化を通じた社会貢献に努められております。

また、もともと段ボールがリサイクルの優等生と言われるように、古紙を主原料とする環境に優しい包装資材であり、この段ボールをルーツとするレンゴーグループは、段ボール事業のみならず、常に「人に、環境に優しいこと」を念頭に、大気や水質などの汚染に対する厳重な管理体制はもとより、製造工程から製品そのもののに至るまで、地球環境への負荷低減やCO₂の廃止削減などを考えながら、省エネ、省資源といった資源の効率的利用に取り組まれております。

こうした会社方針のもとに運営されている郡山工場でも、昭和45年から操業を開始し、現在、従業員数86名、月間600万平方メートルの段ボール紙、そして400万平方メートルの製函を行う生産能力を有しているものの、

製造工程による騒音防止や工場排水処理などには万全な体制を図っており、近隣住居、地域の環境保全への敏感な対応姿勢が伺われました。

なお、レンゴーグループ創立100周年を期に、我が町への工場移転が計画された福島矢吹工場においても、郡山工場に比べＣＯ排出量削減40%を目標にエコ設備をさらに充実させた環境への配慮や地域内雇用を優先としたい意向などから、お話の節々に地域密着型の会社になりたい思いがくみ取れました。

最後に、今回調査した郡山工場の概況はもとより、我が町への移転計画に対する地域住民への思いを機会あれば町民に伝えてまいりたいと思います。

なお、3月6日に矢吹工場新築安全祈願祭がとり行われました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、各委員会からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告致します。

議員派遣の結果については、お手元にお配りをいたしました報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告及び施政方針

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。ご参集ご苦労さまです。

第348回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、柏村議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げ、町政報告をさせていただきます。

初めに、まちづくり懇談会の開催についてであります。

去る2月23日、24日、26日、28日の4日間にわたり、町内4会場でまちづくり懇談会を開催しました。このま懇談会は、町区長会との共催により実施しましたが、113名の町民の皆さんに足を運んでいただきました。

懇談テーマは、財政再建3カ年計画の進捗状況について、矢吹中学校の整備について、国民健康保険税の見直しについて、介護保険料の見直しについての4項目であり、町からの説明の後、懇談に入り、町民の皆さんから基調なご意見やご要望などをいただきました。

次に、ヘルスステーション事業についてであります。

福島医大看護学部教授による矢吹町の保険料の現状と医療費削減のための保健施策報告会を行いました。報告内容は、医療費の状況、疾病の状況、生活習慣病検診の状況、国保税の状況等についての報告に基づき、医療費削減のための保健施策の提案であります。その提案は、矢吹町の保健・医療・福祉の特徴についての診断を受け、生活習慣病対策、介護予防事業や各種の既存保健事業の推進、また、新たな保健事業の提案、マンパワーの活用としての地域の人材活用、また、精神疾患の人のノーマライゼーションの推進とした地域社会での生活推進の提案であります。今後、これらの提案を参考に、各種の保健事業を推進したいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。

川合運輸株式会社矢吹物流センターは、平成19年6月19日に、工場立地に関する基本協定を町と締結し、ことし2月5日竣工落成式を行い、約7,400平米の物流倉庫の操業開始をいたしました。また、平成20年4月10日付で、同じく工場立地基本協定を締結したレンゴー株式会社福島矢吹工場は、新築工事安全祈願祭が3月6日に行われ、約2万8,000平方メートルの工場建設が開始されることとなりました。これにより、諏訪の前地区の旧営林署第一苗畑用地は、本町産業拠点の1つに生まれ変わることであり、地域の経済、雇用等をリードしていただける地区となることが期待されます。

次に、新規就農者激励会及び農業者講演会についてであります。

今年度も地域活動を積極的に行うリーダー的人材育成を目的にした新規就農者激励会と農業者講演会が町及び町担い手育成総合支援協議会を初め関係諸団体との共催により、平成21年3月5日にホテルニュー日活において、約60名の出席を得て盛大に開催されました。

なお、平成20年度新規就農者は、長峰地区の小磯友和さんであります。

次に、町道整備事業関係についてであります。

緊急地方道路整備事業として、事業の最終年度となります田町・大池線及び舘沢・田内線並びに松倉・大池線の舗装工事につきましては、工事最終段階を迎え、3月末に竣工予定であります。

臨時地方道路整備事業につきましては、東郷18号線道路改良工事及び八幡町4号線舗装工事の今年度分の工事発注を終え、3月末に竣工予定であります。また、文京町11号線につきましては、年度内の用地買収に向け作業を進めているところであります。

ふるさと農道大久保地区につきましては、買収区間の工事発注を終え、3月末に竣工予定であります。

生活道路整備事業としましては、4路線が完了したところであり、現在、4路線の工事を進めているところであります。また、鍋内・平鉢線の歩道設置工事及び中畑・上敷面線道路改良舗装工事の未完了区間につきましては、発注を終え、3月末に竣工予定であります。このほか、小松排水路工事及び大池公園護岸維持工事につきましても、発注を終え、3月末に竣工予定であります。

次に、三鷹市民駅伝大会の参加についてであります。

2月8日に、三鷹市民駅伝大会が開催されました。本年は200チームの参加の中、矢吹チームは一般男子、中学男子、中学女子の部にエントリーし、中学女子は優勝、一般男子、中学男子はそれぞれ3位に入賞いたしました。ことしは三鷹市在住の福島県人会の方々からも沿道からのぼり旗を掲げて応援いただきました。

次からの13項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第348回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

工業統計調査の実施について。

町民新年会の開催について。

東京やぶき会役員会について。

消防行政関係について。

交通行政関係について。

第4期介護保険事業計画について。

特定健診結果による個別指導について。

一本木第2宅地分譲地2区画の一般公募について。

県道石川・矢吹線（上宮崎工区）歩道整備計画について。

教育委員会後期表彰について。

営林署第二苗畑（井戸尻地区）埋蔵文化財の試掘調査について。

成人式について。

さわやか詩集表彰式について。

以上であります。

続きまして、平成21年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第348回矢吹町議会定例会を招集し、平成21年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成19年度に策定した財政再建3カ年計画に基づき、平成21年度までの3年間で7億5,000万円の効果額をあらわすとして、これまでの2年間全力で取り組んでまいりました。

目標の1つとしていた実質公債費比率については、平成19年度決算において24.9%となり、25%を下回ることで、財政基盤の再生が具体的にあらわすことができたものと考えております。

同計画による再建のための3つの柱、すなわち、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を確実に推進してきた結果、1月末現在で、平成20年度は効果目標額2億5,888万8,000円に対して2億2,374万3,000円、86.4%、平成19年度からの累計では、効果目標額4億5,003万2,000円に対して3億8,504万8,000円、85.6%の達成状況にあります。

平成21年度は計画期間の最終年度となることから、未達成となっている公有財産の活用について力点を置き、効果目標額の確実な達成による目標の実現に向け、計画の進捗管理の徹底を図りながら努力するとともに、次期計画策定も視野に入れ、新たな再建策を検討しながら、更なる努力をしまいる覚悟であります。

一方、平成21年度は第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づく前期5年の基本計画が4年目、後半を迎えることとなります。前期計画の着実な達成を図るには、引き続き、課の運営方針と目標に基づき、各課ごとの使命や担当する職員の目標を設定し、主要事業や事務事業及び行革実施項目等も含め、年度当初の目標設定と年度中間の事業進捗管理や次年度の政策大綱への反映を着実に行之、年度末には、その実績を確認する成果重視の目標管理を計画的に進めることといたします。

平成21年度には、後期計画策定に着手し、これらの一連の自治体経営サイクルに基づく前期計画の検証を進めるとともに、まちづくり総合計画に位置づけた、こんな町いいな指標について町民の皆さんの満足度を把握し、計画内容に反映し、より住民ニーズに沿った政策形成、行政運営に努めなくてはならないと考えております。

平成21年度の重点課題は、平成20年度から引き続き「協働のまちづくり」と「産業振興」としました。協働のまちづくりについては、現在、最終的な取りまとめを行っている「協働のまちづくり推進ビジョン」の基本的考え方に基づき、既存事業の体系化、新たなまちづくり活動の支援事業の創出などにより、支え合いのま

ちづくりの意識の高揚を図るとともに、住民主体のまちづくり活動の拡大により地域の活性化を図ってまいります。

産業振興については、「産業活性化戦略」に基づき、若者が故郷に魅力を感じることができる産業づくりを目指して、農商工連携による産業の活性化の拠点となる地域活性化支援センターを秋をめどに設立の準備を進めます。

また、新たに産業活性化プログラムを策定し、農商工等の関係者及び団体を初め企業連携等の体制を整え、企業誘致や地産地消、グリーン・ツーリズム、2地域居住等のさまざまな施策を一体的に推進できる体制を構築するようにいたします。

まちづくり総合計画においては、効率的で質の高い「小さい役場」を本町の自治体経営の目指すところとしています。

財政再建3カ年計画に基づく財政シミュレーションにおいても、今後も職員数の減少を図り、人件費抑制により健全な財政運営を目指しています。効率的なスリムな自治体にあっても、行政サービスを維持発展するには、職員一人一人の力量が問われています。職員の能力開発や人材育成を主眼とした人事考課制度については平成21年度も継続して行い、まちづくり総合計画に基づく組織目標と個人の目標をリンクさせて、目標設定による業務遂行で、その成果や業績等が組織や人事に適正に反映される仕組みで、行政経営サイクルを確立しながら、職員のモチベーション維持・向上等を図り、一騎当千の職員養成を図りたいと考えております。

平成21年度のまちづくりに対する姿勢は、財政再建3カ年計画の確実に達成することを至上命題とし、財政再建に取り組む厳しい状況でありながらも、政策の実現のため、これまでの事業効果を検証し、さらに、選択と集中により効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の町の将来像実現を職員とともに全力で目指してまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、平成21年度のまちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

まちづくり総合計画では、政策レベルにおける選択と集中として、前期5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。平成21年度は自治体経営として財政運営の健全化を図りながら、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実にを行い、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の行政経営システムの中で事業選択、事業展開を図ってまいります。

具体的な平成21年度当初予算に係る主な内容については、次のとおりとなっております。

「人」、すべての町民の一人一人が輝き、みんなが健康で元気なまちをつくりますの基本目標においては、一人一人が輝いて豊かに生活するためには、まずは「健康」が基本となります。町では、生活習慣病予防として、町民みずからの主体的な健康づくりを支援するとともに、福祉・医療・保健の一体的な施策と効果的な事業展開を図り、特に、21年度は医療費を抑制するため、福島県立医科大学の協力を得ながら継続して「ヘルスステーション設置運営事業」を推進します。

また、文化スポーツ面では、真夏の夜の鼓動、町民体育祭、中畑清旗ソフトボール大会などの開催、ふくしま駅伝での町の部連覇を目指すなど、さまざまな活動を通した世代間・団体間交流により、人と人が結びつく

まちづくりを目指します。

さらに、町民の皆さんが利用する、あゆり温泉、温水プール、文化センター、ふるさとの森芸術村、図書館など計画的に指定管理者制度の導入を図り、効果的な施設管理運営を図ってまいりましたが、管理運営状況については継続的な検証を行い、更なる利便性の向上に努め、「みんなで支える地域づくり」を推進します。主な事業は記載のとおりであります。

「支え合い」、豊かな環境の中で、みんなが支え合い助け合うまちをつくりますの基本目標については、だれもが住みなれた地域で、安心して快適な生活を送るためには、地域社会の中での支え合う仕組みづくりが必要です。21年度は、今年度設立し、情報提供基盤の整備を進めた「矢吹町ボランティアセンター」の事業拡大を図り、みんなで支え助け合うまちづくりを推進します。

また、増加傾向にあるごみの削減対策として、ものを大切にする運動を「遺魂（いだま）し」運動として展開し、新たに資源再利用のための新たな仕組みをメニュー化するほか、景観形成としては、JR矢吹駅周辺施設に指定管理者を導入するなど、都市施設の適切な管理や花いっぱい事業を推進し、快適で愛着を持てるふるさとづくりを推進します。

さらに、高齢者の医療負担対策としては、後期高齢者医療制度の改正に的確に対応し、高齢者の医療費負担の軽減を図ります。主な事業は記載のとおりです。

「子供」、地域の宝として子供をみんなで育て、子供たちが心豊かに成長するまちをつくりますの基本目標については、町の出生数は年々減少し、子育て支援は町の重要な課題となっております。このため、町では平成19年度から幼稚園、保育園に入園する第3子以降児童の保育料を減免する取り組みを実施し、子育て世代の経済的負担、または精神的な負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを進めています。平成21年度からは、町民の皆さんのニーズを踏まえ「子育て支援センター」の設置に向け検討を進めるとともに、民間事業者による認定こども園の設置計画に対する支援を行います。

また、矢吹中学校の整備については、財政再建の取り組みの効果があらわれ、直近の財政シミュレーション結果から着手することが可能との判断をいたしましたので、平成21年度には実施設計等を行い、早期の改築整備に向けた手続を進めてまいります。

一方、学力向上の取り組みとしては、学力向上推進支援会議による幼・小・中連携と光南高校との中高連携による取り組みにより、教育委員会ボランティアの活用を図りながら小中学生全体の基礎学力の向上を図るほか、新たに小・中学校において夏期講習を実施することとしました。主な事業は記載のとおりです。

「仕事」、みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくりますの基本目標については、景気動向の低迷が続き、依然として厳しい雇用状況となっており、特に、若者が地元で希望する職場で働けないといった問題を抱えております。そのため、町では国の緊急経済・雇用対策を最大限活用するとともに、独自の事業を実施し、また、企業等への訪問を積極的に行い、雇用の確保を目指し企業誘致を積極的に推進します。また、平成21年度は、農商工連携による産業の活性化の拠点となる地域活性化支援センターを設置し、新たな産業振興策の展開を図ります。

さらに、地場産業の育成として、地元が一体となった「産業祭」を開催するとともに、農業の新たな担い手として集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を推進し、地域の農地利用集積の加速化や耕作放棄地の発生

防止・解消などを図るための支援の拡大を行います。主な事業は記載のとおりです。

「暮らし」、みんなが安心して、だれもが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくり出すの基本目標については、平成21年度は、「矢吹町地域防災計画」に基づき、地震や水害等の災害から町民の安全を確保するために、初動体制や緊急時対応の体制整備を進めるほか、防犯対策として、関係団体の協力連携による新矢吹方式の取り組みを引き続き実施し、自主的な防犯・防災対策によって、だれもが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

また、計画的な道路整備としては、「松倉・大池」など幹線道路の整備推進を図るとともに、生活基盤の整備として簡易舗装により多くの路線に対応する「生活道路」の整備推進を図ります。

さらに、若者定住促進事業を拡大し「矢吹町に住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりを行います。主な事業は記載のとおりです。

「構想実現のために」、構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進しますの基本目標については、まちづくりの各種団体は公共的なパートナーだけではなく、積極的な取り組みにより地域社会を変え、変革していく力を備えています。そのため、町では協働のまちづくりを目指し、まちづくり団体を支援・育成するとともに、その前段として、行政情報の積極的な公開に努め、同時に、職員が積極的に町に出向いてまちづくりを行う、「職員が町に出向きます事業」を実施します。

また、「小さい役場」として積極的に行財政改革を進めるとともに、少ない職員で住民サービスを向上させるため、情報システムの広域化の具体的検討を行い高度情報化を推進します。

さらに、人事考課制度を本格導入し、少数精鋭型の組織として人材の育成を図るとともに、改革の風土づくり、職員の資質向上を図り、町民に信頼される役場組織を目指します。主な事業は記載のとおりです。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国では、世界的な経済金融危機にあつて、昨年10月の一次補正及び本年1月の二次補正予算による景気対策、安心実現のための緊急総合対策、生活防衛のための緊急対策を打ち出しており、平成21年度予算についても、国民生活と日本経済を守るための政策を大胆に実行することとして、景気回復を最優先する姿勢を示し、前年度当初と比較して6.6%増の88兆5,480億円の予算規模としております。

地方財政対策については、生活防衛のための緊急対策に基づき、雇用創出や地域の元気回復の財源として、地方交付税を別枠で1兆円増額することとしておりますが、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等から、地方の財政運営は厳しい状況にあります。

その一方、100年に一度と言われる経済危機の中、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を確保するためには、地方公共団体が国と連携し、地域の実情に応じた適切な対策を講じていく必要があるとされていきます。

平成21年度の予算につきましては、国の第1次、第2次補正予算及び当初予算における緊急経済対策を積極的に活用するとともに、財政再建3カ年計画の最終年度として、確実な目標への達成、さらには地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に伴い、実質公債費比率を初めとする財政指標に留意し、早期に財政基盤を再生するため、集中と選択による事業の実施と内部管理経費の削減による行財政改革を推進した予算編成を行ったところであります。

予算の概要を一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、上水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で95億9,757万円、対前年度1億5,489万4,000円、1.6%増となりました。一般会計の予算規模は55億5,400万円で、前年度予算比1億4,600万円、2.7%の増となっております。急激な景気後退の影響から企業収益の減少や個人所得の減少が懸念され、歳入の根幹である町税収入の落ち込みが見込まれます。町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については減少しておりますが、国の交付税財源が不足するため、地方交付税の一部を臨時財政対策債に振りかえることとしており、これを合算すると増収が見込まれます。

また、今後の中学校建設等の大規模な事業に備えるため、財政調整基金からの繰り入れをゼロとしたほか、昨年度に引き続き未利用土地売却収入を見込み、中学校整備基金への積み立てに充てるなど、財源確保に力を入れた内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が景気悪化による影響やたばこ税、入湯税が減少傾向にあることから1.6%減（補正後の予算額と比較し3.7%、7,780万円の減）の20億1,753万8,000円、地方消費税交付金が原資となる国税収入の減少により4.1%減の1億6,200万円、地方交付税については、平成20年度に過年度分の調整額約7,900万円の追加交付があったことから4.0%減の17億7,100万円、国庫支出金が田町・大池線等の道路整備事業の完了による補助金の減額により15.0%減の1億7,440万4,000円、県支出金が認定こども園施設整備や衆議院議員総選挙の実施により39.3%増の3億5,253万円、財産収入が町民プール跡地等の売り払いにより90.0%増の1億9,105万5,000円、繰入金が認定こども園整備事業に対する地域振興基金からの繰入金の増により1,695.7%増の3,359万8,000円、繰越金が平成20年度に国の補正予算に対応した地域活性化生活対策事業の実施による繰越金の減少が見込まれることから66.7%減の1,000万円、町債が臨時財政対策債の増額により43.6%増の4億950万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の16ページ以降の表のとおりですので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。また、予算特別委員会におきまして、各担当課長からも詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成21年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

平成19年度から「財政再建3カ年計画」改定集中改革プランを策定して取り組んできました。これまでの取り組み状況は、平成19年度が削減効果目標額約2億円に対し、達成率84.4%、平成20年度は1月末現在で削減効果目標額約2億5,000万円に対し86.4%の達成率となっております。平成21年度は最終年度を迎えることから、計画に位置づけた実施項目の遂行と目標額達成の確認を行い、前年度までの積み残し分がある場合には、平成21年度の取り組みに含め、計画の4つの目標である財政再建団体への転落防止、借金依存体質からの脱却、住民サービスの安定的な確保、矢吹中学校建設の早期実現を目指し、最大限の努力をしてまいる覚悟であります。

目標の1つである財政再建団体への転落防止につきましては、財政指標のうち最も懸念されている実質公債費比率が、これまでの財政再建の取り組みにより、平成19年度決算において24.9%となり、早期健全化計画策定の対象となる団体の基準である25%未満を目標より1年早く達成しております。

新年度においても、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を柱に、具体的な改善方法や目標数値を示し、各実施項目の達成度を検証しながら、3年間で想定する財源不足7億5,000万円の解消と、地方分権時代に対応し得る確かな財政基盤を確立し、住民生活の安定と向上を図るものとします。平成21年度の主な実施項目は記載のとおりです。

次に、平成21年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成21年度の組織機構は、財政再建3カ年計画を踏まえた組織として、まちづくり総合計画に基づいた行政経営システムを確立し、政策を総合的、戦略的に意思決定するため、政策調整機能をコスト意識に根差した経営の視点による効率的な組織体制を維持いたします。

第5次まちづくり総合計画で目指す「小さい役場」について、平成27年度には職員数を132人としており、その達成に向けては、今年度設置した自治体経営新矢吹方式プロジェクトチームの提言を踏まえ、財政再建3カ年計画期間中凍結していた職員採用についても退職者数の動向を見据えながら検討し、平成17年に策定した「行財政改革」における組織のあり方の検証と見直しを平成21年度中に総合的に行い、平成22年度に新たな組織改編を行います。

終わりになりますが、平成21年度は当町の将来のための「財政再建」の確実な達成と、まちづくり総合計画に基づいた政策の実現、この2つを大きな柱に掲げ、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で確実に展開していく覚悟でございます。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成21年度当初予算案につきましては、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより諮問第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明します。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。平成21年3月末日で任期満了となります人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6号第3項の規定に

より、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者の氏名は、矢吹町中畑120番地、長谷川良典（はせがわりょうてん）氏、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、信任されるにふさわしい方々であり、今回提案するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑討論は省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問のとおり答申することになりました。

ここで、同意答申されました委員紹介するため暫時休議いたします。

（午後 2時44分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 2時45分）

○議長（柏村 栄君） 暫時、ここで休議いたします。

（午後 2時46分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 2時59分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより報告第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は福島県市町村総合事務組合の構成団体であります「会津若松地方水道用水供給企業団」が、平成21年4月1日から「会津若松地方広域市町村圏整備組合」に統合されるため、平成21年3月31日をもって同総合事務組合を脱退することとなったこと。また、同じく構成

団体である「公立岩瀬病院組合」の名称が平成21年4月1日から「公立岩瀬病院企業団」に変更されることとなったことを受け、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同総合事務組合を組織する団体数の減少及び組合規約の変更についての協議があったことから、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより議案第4号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第4号 矢吹町保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、「住民の健康増進と福祉の向上」を図ることを目的に、平成12年に設置した矢吹町保健福祉センターについて、平成21年4月1日から指定管理者の導入を予定していることから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、条例の一部改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木議員。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第4号について質疑をいたします。

第6条で、センターの利用時間は午前8時半から午後5時までとするということと、あと日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日とあるわけですが、また、その下にも12月29日から翌年の1月3日までの間、日ということであるわけですが、保健福祉センターはデイ・サービス、あるいは地域包括支援センターなど、いわゆるお年寄りの皆さんのデイ・サービスを中心に、センター的役割を果たすわけですが、今後ま

すます増加が予想されるわけです。そういった点で、8時半から午後5時までとすると、あるいは休みも普通の日にはみんな休みだというようなことで対応できるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の保健福祉センターの営業時間並びに土曜、日曜、祝日の現体制において、現下のデイ・サービス、さらにはますます増大するさまざまな福祉サービスに対して対応できるのかということでのご質問でございますが、現在、問題については私のところに、耳にも届いておりませんし、営業内容、運営内容については順調にされているというような、そういった報告は受けております。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

10番、永沼義和議員。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議案第4号 保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の中に、第3条に次の1項を加える。2、変更の規定にかかわらず、町長はセンター設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、センターの管理を指定管理者に行わせることができるというのは、何か私に、同僚議員もどう解釈しているかわからないですが、町長と指定管理者とで相談の上、決められるというふうなことで理解してよろしいのですか。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理者の指定については、町長のほうで判断して指定管理者の指定をすることができるのかというようなおたしでございますが、指定管理者の指定をする場合には、条例に沿った形で手続をさせて、その中でさまざまな手続をもって指定管理者のほうに指定するという、そういう手順になっておりますので、私の判断ということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

5番、藤井議員。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 町長の方針では、指定管理者が社会福祉協議会という、そこに委託するような考えと思いますが、町長は、城に例えると、ちょっとおかしいという思いかもしれませんが、あるときは、あるところの城主、あるときは、あるところの城主、町と保健福祉センターというような形でなりますけれども、管理運

営が町から離れていくような形になりますけれども、社会福祉協議会の会長という、やっぱり町長の野崎吉郎という名前があります。その辺ちょっといろいろ、これから社協の、町長の方針としては仕事もますますふえるような形になると思いますけれども、そうしたときには、このいろいろな職員の採用とか、いろいろな面で誤解を招くような場合もあるかもしれません。そういうことなど考えれば、やっぱり社協、社会福祉協議会の会長の職は辞退してというような形で今後運営したら、そのほうが私はよいと思いますが、その辺の町長の考えを伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

社協の業務量がますます増大すると、さらに指定管理者ということで今回指定して、その長が町長であると、社会福祉協議会の会長が町長であるということについてはさまざまな問題もあるんじゃないかというようなことでございますが、これらについては貴重なご意見ということで承りさせていただきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

10番、永沼議員。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 何か共産党議員2人と私質問して、共産党ではございませんが、実は町長の答弁に何か指定管理者と町長とのお話し合いで、今回これ議案第4号に掲げてきたものも、何の議会対策もなく出てきたものと思われるんです。そうした中で、今後、このセンターの管理を指定管理者に行わせることができるという、この目的を効果的に達成するために必要があると認めるときはというような中では、何かこれからも、3年後もまた社協での話で、町長の判断で議会に議案として上げてくるのかなと、そういうことではないんじゃないかと。この辺をはっきりしていただかないと、議会というものは、ただ上げてきただけで、その中で野党か与党かという中でよく問われる、町民に問われるわけでございます。そうした姿勢をやはりここではっきりしていただきたいと思うわけでございます。その辺を町長の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の指定管理者については議会のほうで十分な説明を受けていないというような、そういう受けとめ、私自身の受けとめ方をさせていただきました。今後におきましては、十分に指定管理者の選定に当たっては、指定に当たっては、議会の皆様に十分に説明を申し上げながら理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6 番。

〔6 番 棚木良一君登壇〕

○6 番（棚木良一君） 議案第 4 号について質疑をいたします。

いわゆる保健福祉センター、つまり福祉協議会がいろいろと福祉にかかわる、あるいは子育て支援とか、そういう点で相当幅広く事業を展開しているわけであります。そういった中で、今後職員採用とか、そういった問題も出てくると思うんです。現在、事務局長さんは公募をしないで事務局長さんになったわけですが、今後、そういういろいろ対応する中で、そういった職員も採用しなければならないというときに、やはり先ほど同僚議員の藤井議員が指摘したように、町長は意見として受けとめるということでありますけれども、当然これは透明性の観点から、これまでも保育園の職員募集については公募でやったんですね。ですから、そういったことも含めて、町長が町の仕事を委託して、そこでいろいろやるという点では、やはりちょっとだれが聞いても、ちょっと疑問を抱かざるを得ないんじゃないかなと思うんですね。ですから、当然福祉協議会は透明性は当然のことですね。図っていかねばならないし、そういう点ではやはり町長が福祉協議会のいわゆる会長、あるいは管理者という立場になるわけですから、そういった点ではぜひとも、これは改善しなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、そのことについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6 番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

職員の採用、事務局長の採用、若干透明性が薄れているんじゃないかと、そういう疑問を抱かれないように、今後は職員の採用に当たっても透明性を確保しながら職員採用、事務局長の採用も含めて当たっていききたいというふうに思っておりますし、また、先ほどの藤井議員からと同じように、社協の運営に当たって、事務量がますます増大すると、会長の職務についてはいかがなものかということについても、ご意見という形で承らせていただきますが、なお、これらについては、今後理事会の中でも検討を加えていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5 番。

〔5 番 藤井精七君登壇〕

○5 番（藤井精七君） 議案第 4 号 矢吹町保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す

る条例に反対の立場で討論します。

平成12年3月から平成13年2月、工事期間1年、工事費8億2,600万円という巨費を投じて建設されました矢吹町保健福祉センター、愛称、しゅんらんの里、矢吹町に吹き込む健康の息吹、社会における高齢化は着実に進展しており、矢吹町においても65歳以上の人口は、平成13年3月1日現在3,487人、高齢化率18.8%で、10年前に比べると実に5.5%程度上昇しております。このまましばらくは上昇傾向が続き、寝たきりやひとり暮らしの高齢者の方が増加し、専門的な介護が必要となり、地域福祉サービスの的確な対応が要求されます。

こうした中、このほど町の重点事業として建設を進めてまいりました保健福祉センター、しゅんらんの里が完成し、3月から一部運用開始しました。この施設は保健センター、デイ・サービスセンター、在宅介護支援センターが併設されており、保健福祉サービスの一元化を目指し、町民の生涯にわたる健康づくり推進と在宅福祉の充実を図る上で、この施設の果たす役割は大きなものがあると考えます。今後はさらに当センターの機能の充実を図りつつ円滑な事業運営ができるよう職員ともども研さんに励み、皆様から親しまれる施設となりますようさらに努力いたしますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。この言葉は、保健福祉センターの開設時に来た町長の言葉です。

この条例改正は、保健福祉センターの管理運営業務を指定管理者に任せるというものですが、私は設置時の趣旨、この思いに戻り、町長が社会福祉協議会、これも町長ですが、そういう任せるのでなく、社会福祉協議会と保健福祉課が連携をとり、矢吹町の健康と福祉が一層見える町が主導で保健福祉センターを管理運営をしていく、そのために再度保健福祉課のセンターへの引っ越しを要望して、議案4号に反対いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

3番、鈴木議員。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 議案第4号 矢吹町保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の賛成する立場で討論いたします。

本案は、保健福祉センターの管理を指定管理者でもできるようにする改正内容であります。指定管理者制度は多様化する住民ニーズ、効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることとともに、経費の節減を図る制度であります。財政再建中であり職員削減の進められている現状では、積極的な制度の導入を図られてしかるべきであると思います。そうしたことから、本案に賛成するものであります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町保健福祉センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議案第10号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第10号 矢吹町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成21年4月1日から指定管理者の導入を予定している駅周辺施設等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため、条例の一部改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木議員。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第10号について質疑というよりも、これ間違いでないのかと思うんですが、この点について訂正をしなければならないんじゃないかと思うんですが、21ページの別表1の2の矢吹駅前東口第1自転車駐車場が、位置が中町235番地15になっているんですが、東口第1駐車場というのは、全部小松なんですが、間違いでないでしょうか。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

○議長（柏村 栄君） 協議のため休議します。

（午後 3時38分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 3時42分）

○議長（柏村 栄君） 時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員のただいまの確認の件でございますが、今担当課長のほうから確認したところ、住所地に間違いはないということでございますので、ご報告させていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第10号 矢吹町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議案第17号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第17号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてであります。福祉会館につきましては、平成18年度から平成20年度の3年間、社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として管理運営を行ってきました。この間の指定管理者の管理運営状況につきましては、利用者の使用予約及びかぎの開閉、料金の徴収、毎月の定期報告も適正に行われており、設置目的が効果的に達成されています。

また、福祉会館に事務所を置く指定管理者のため、利用者の利便性・管理運営の効率化にすぐれ、住民サービスの向上が図られていることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第3号の規定に基づき、非公募とし、引き続き3年間の管理委託を継続するものです。今回、福祉会館の指定管理者候補者としての条件等の協議が整い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第17号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号、議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより議案第18号、議案第19号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第18号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について及び議案第19号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更についてであります。本案は、平成18年4月から本町で初めて指定管理者制度を導入した健康センター、ふれあい農園について、指定管理期間の3年間で本年3月末日をもって満了となるものを6カ月の期間延長を行うものであります。延長を必要としますのは、別に議案として提出いたします白河市、西郷村、泉崎村及び矢吹町で実施する公の施設の相互利用を本年4月から予定しており、新たに利用券、利用カードの作成、窓口対応の変更などが必要となり、施設管理運営の円滑な移行のために現在の指定管理者が引き続き必要な期間対応することにより、利用者の利便性を確保することを目的とするものです。

平成18年4月より、健康センターの指定管理者をふれあい農園の指定管理者としており、健康センターと同時期に指定期間が満了することから、同様の期間延長を行うものであります。また、この延長期間において、新たに指定管理期間に向けた指定管理者を公募により選定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6 番、棚木議員。

〔6 番 棚木良一君登壇〕

○6 番（棚木良一君） 議案第18号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について、議案第19号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、反対の立場で討論を行います。

この施設については、町民の健康保持と健康増進を目的に健康保険料の節減、そして町民の皆さんが安心して、健康に生活ができるまちにという当時の町長、議員、そして町民の皆さんの願いのもとにつくられ、3年前までは町が管理運営をしていたことはご承知のとおりであります。

しかし、小泉構造改革路線によって、すべての自治体に集中改革プランを策定させ、議員の削減、業務の民間委託等民営化など、福祉や暮らしのための施策の一斉切り捨てを推し進めようとしてきたのが、指定管理者制度であります。我が町においても、野崎町政のもとで、小さな役場の名のもとに進められ、はや3年になろうとしています。以前にも言いましたが、これまでも財政難を乗り切るため、民間の活力導入という名目で第三セクターなどの導入を図ったが、失敗したという町村は近くにもたくさんあるわけでありまして。莫大な財政をかけて先人がつくった施設が、本来の役割を果たさず、一方、行政は低賃金の労働者を生み出すことに拍車をかける結果となっているわけでありまして。さらに住民サービスもなくなり、事業をするなら委託費をふやせということになり、その結果、バラ色の民間委託は財政的には変化しないという例もたくさんあるわけでありまして。

今回提案されております議案の関係資料を見ますと、平成18年度から管理指定を行い、今後も安定したサービスの提供と事業効果が期待できると。3年間の具体的事業として夜10時までの時間営業、週1回の休館日が月1回の休館日の変更、集客イベントの開催などの理由があります。指定管理者として一生懸命頑張っていることについては評価するものであります。

しかし、いろいろの問題があります。健康センターの温泉が、いわゆる出たときには、湧出量も毎分520リッター、現在は360リッター、そして、湧水栓も相当下がっている、そういう問題もあります。突然出なくなったらどうするのかという心配もあるわけでありまして。

そしてまた、いわゆる毎分360リッターになってからは、温泉の温度も温水プールなどは下がったために、いわゆる燃料をたかなければならないと、こういう問題があります。そのためにも収益が上がらない。そして、この3年間のいわゆる収益面で見ますと、18年はマイナス228万9,000円、19年は593万3,000円のマイナス、そして20年は見込みですが、マイナス806万6,000円、3年間の合計で1,628万8,000円になっているわけで、これから先、経営面で幾ら努力しても、よほどのことがない限り赤字が累積され、そういう心配があるわけでありまして。指定期間、指定管理期間が終了することを幸いに、健康センターへの指定管理者制度の導入はやめて、町の直接の管理運営で、そして医療費の削減に努めるとともに、60歳以上は無料として、そして、町の進める

保健活動との一体化の促進を図り、町民の健康増進と住民サービスの向上に努力すべきと思いますので、議案第18号、第19号に反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

7番、大木議員。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 私は、議案第18号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について並びに議案第19号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、賛成の立場で討論します。

本案は、平成18年4月から指定管理者制度を導入した健康センター、ふれあい農園について指定管理期間の3年間で本年3月末日をもって満了となるものを6カ月の期間延長を行うものであります。

その理由としては、別議案で提出する公の施設の相互利用にかかわる準備期間であり、利用者のことを考えてのものであります。この延長期間において、健康センター運営審議会の答申を受け、新たな指定管理期間に向けた指定管理者を公募することになったことは、適正な判断であったと思われます。

以上により、期間延長をする案件でもありますので、本案に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、ないようですので、討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第18号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（柏村 栄君） ここで、暫時休議いたします。

（午後 3時58分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 4時07分）

○議長（柏村 栄君） 町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

発言を求めたことにつきましては、この後、説明申し上げます議案第20号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についての説明の中で、1番目の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称に誤りがございましたので、ただいま皆様のほうに正式なものをお渡しさせていただきました。誤っている点については、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の……

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） 渡していないんだ。わかりました、申しわけございません。これからお渡しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） この差しかえにつきまして、ご了承をいただきたいと思います。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） それでは、日程に入りたいと思います。

日程第11、これより議案第20号を議題とさせていただきます。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第20号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。現在、コミュニティプラザは町民の交流の場として、また、矢吹駅乗降客の増加を目的として、平成7年10月の供用開始以来、各種証明書の発行やサークル活動など、多くの町民に利用されてきたところであります。

しかしながら、行政サービスコーナーの利用者数につきましては、役場本庁での平日窓口開設時間の延長や、第2、第4日曜日午前中の窓口開設に伴い、ここ数年は減少傾向となっており、平成20年9月議会において、施設の管理運営について条例の一部を改正し指定管理者への移行が可能となったことから、施設の利用、管理運営についてさまざまな観点から見直しを検討してきたところであります。

この結果、コミュニティプラザ施設全体の管理運営を指定管理者に移行し、民間の活力やノウハウを活用することが利用者のニーズに対応した町民サービスの向上及び経費の節減を図れるものと考えております。また、コミュニティプラザ周辺の各種駐車場・駐輪場等についてもコミュニティプラザと一体的な施設であることから、コミュニティプラザと同様に指定管理者に移行し、町民の利便性の向上を図るものであります。

指定管理者の選定につきましては、矢吹町コミュニティプラザが矢吹駅と合築となっており、駅という交通

の要所であることや、町の商業地域の中心に位置していること、さらには地域の活性化や商店街の商工振興、あわせて安全・安心の確保を図る観点から、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により矢吹町商工会を候補者として選定しております。

今回、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者候補者との条件等の協議が整いましたので、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、永沼議員。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 矢吹町コミュニティプラザの件についてなんですが、今回、今町長からの説明があったように、町商工会が指定管理を受けるというふうなことなんですが、矢吹町商工会と言えば、町では町役場、そして町商工会、2つの大きな町の顔でございます。そうした中での指定管理委託というふうなことは大変私は歓迎するものでございます。

ただ、実は、この件に関しては、去年の8月以降、商工会のほうに町のほうでは指定管理を受けてくれというふうなことで話していたわけですね。そうした中であって、6カ月以上、約7カ月近くたった今、4月1日から指定管理を受ける中で、どういった方向で方向づけをしていくのかというと、全然その見通しが無い。ある商工会役員に聞けば、パートか臨時で1人雇って、1人をプラザに置くと、留守番程度。この駅に関しては、我々議会、同僚議員も常に、今の光南高校生、また、年寄りの駅利用者に対して、防犯対策がどうなっているんだというふうな形でいろいろと議論されてきた経過があるわけです。

そうした中であって、きのう町の出張行政コーナーが撤退する。そうした中で、町商工会というものが指定を受けるという中で、何か半年以上も前をお願いをしてきた中で、やっと今回受けることになったわけですが、その間、何の町対策もしてこない。聞くとところによれば、駅西口商店街の一部の人、そして東部商店会に振ったらしいですが、できないというふうな中で、そういうふうな経過になったのかなと思うわけですが、受けるからには、やはり町の商工会としてそれなりの、今まで以上に、あのコミュニティプラザはもちろんのこと、一番はホーム、2階の通路ですね、あの辺の防犯管理体制がどのように図られていくのか。この件に対して指定管理は商工会だからすべて口出しできないというふうなことでは困るわけです。

まして、すべて民営化、民営化という中で指定管理がどんどんふえていくわけですが、議会も監視できないというふうになっていったんでは公の施設が何かおかしい方向に行くのではないかなと思うわけでございます。その辺の、今後4月1日からどういった商工会で管理していくかわかりませんが、恐らく不平不満が出てくるであろうと、目前ですから、あと十何日で始まるわけですから、そうした中で、町側でどうして対応していくのか、その辺を商工会のほうと、商工会会長のほうと担当課はどういった話をしていくのか、どの辺まで要望を出せるのか。また、要望を出せばお金ということにならないのか、その辺もはっきりとしておくべきであろうかと思います。その辺を具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、コミュニティプラザ及びその周辺について町商工会に指定管理ということで指定をするわけでございます。町と、そして商工会、大きな町の顔であるだろうと、歓迎をいただきましてありがとうございます。ただということで、六、七カ月間も経過するに当たっても、商工会自体の今回の指定管理に当たっての方向性、方針がはっきりと見えてこないという心配でございますが、そうした点については先日も説明させていただきましたように、商工会としましては商工振興の発信の場ということで、さまざまな具体的な今後の指定管理のあり方についても、きちんとした文書でもって出しております。そうしたことを含めて、商工会は指定管理者として当然の職務を全うしていただけるんだらうというふうに私自身は考えております。

ただ、安全・安心の部分という点については、まだ議論の余地がないわけではございませんので、その辺については、光南高校生やお年寄り、駅のホーム、駅を利用される方についての安全・安心の点についても、町としては協議を重ねていきたいというふうに思っております。

管理運営の状況等につきましては、今後も町と指定管理者等の間で定期的な確認、協議というものを徹底して重ねてさせていただきまして、利用者の利便性の向上、さらには安全性の向上に努めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

なお、商工会自体が打ち出している点につきましては、補足説明ということで担当課長のほうに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 10番、永沼議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目でありますけれども、商工会等の指定管理者の協議の関係経過であります。今ご質問のように、昨年の8月から商工会と協議を進めてまいりました。ただ、町としましては、当初は町の商業の活性化、あるいは地域の振興、こういう観点から地元の5つの商店会、あるいは商業振興公社、こういう団体を指定管理者として管理をしていただきたい、そういったお話を申し上げてまいりましたが、商工会のほうで、こういった町からのお話に対しまして、準備委員会を発足いたしましていろいろと検討いたしました結果、商工会みずからが指定管理者として指定を受けて管理運営をすることが地域の商工業の発展、あるいは東西市街地の連携、こういった観点から望ましいということで、商工会のほうで受けていただくというようなことに、本年の1月になりました。そういった関係がありまして、その後、具体的には1月以降、商工会と細かい詰めを今いたしている、そういった状況でございます。

それから、2階の自由通路の関係でございますが、永沼議員ご質問のとおり、町としまして、2階の自由通路としましては、駅の単なる利用のみならず、東西市街地の町民の流動、こういった大きな使命がございます。

それから、あの通路につきましては、ご承知のように、相当幅員も広いということもございますので、これらについては商工会が指定管理者に指定を受けた後には、もっと多面的な利活用をお願いをしたいというようなこともお話を申し上げておりますし、町としても側面的に商工業の活性化という観点から、商工会と連携をしながら利活用については今後進めてまいりたい、このように考えております。

それから、あと防犯対策でございますが、これにつきましても、今は町がみずから管理をいたしておりますが、今後におきましては商工会が指定管理者になりますので、みずからの施設はみずから管理すると、これは当然の話でありますので、今まで以上に防犯・防災、安全・安心という面では商工会としても力を入れてまいりたい、こういったことを承っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 10番、永沼議員。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 実は、私、この件に関して、町の顔という中で、大変商工会が受けたことありがたいようなことだと思って、実は最後の委員会やったときに、電話が私のところに来たんです。町から頼まれたから受けたと、ありがとうと私は礼を言いました。そういったことが実はあるわけですね。そうした中で、町の事業に対して手を出す、金が足りないから出せというふうなことが出てこないかと、それが実は心配しているわけです。その辺、きちっとやはり、幾ら指定管理でもいろいろと出てくるんじゃないかなと思うんですね。課長としても、この件に関しては大変いろいろと要望出すと今聞いたからいいんですが、何か頼まれたから受けたというふうなこと、その事前には駅前東部商店会のほうに振ったけれども受けられないというふうなことで、最終的に1月末になったと、今課長のほうから受けまして、実際そうだと思うんです。

そうした中で、押し詰まってきて、担当課のほうから頼まれた、そして最後の審議会で受けるようになったと、受けたという、その言葉がどうも電話でだからあれなんです、何か後味が悪いなと。礼は、ありがとう、受けてもらってというふうには言いましたけれども、その辺があるものですから、きちっとしていかなければならないんじゃないかと思うわけでございます。よろしく課長、担当課長、お願いします。このことを要望しておきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、ないようですので、質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第20号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより議案第21号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第21号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。保健福祉センターにつきましては、平成13年3月より、地域サービスの拠点として保健福祉センターの業務開始とあわせ、保健センター、デイ・サービスセンター、在宅介護支援センターの併設により、保健福祉課、社会福祉協議会が業務を行っておりました。平成19年7月からは保健福祉課の事務所移転により、社会福祉協議会の協力のもと施設の管理運営を行ってまいりました。この間の管理運営につきましては関係法令の遵守に努め、町民の平等な利用促進に努めており、利用者との信頼関係が構築されております。

また、施設の利用者の安全対策、災害・事故発生など緊急時の体制については、緊急時連絡体制を整備し適宜訓練を行っております。さらに、管理運営方針に基づき専門的な職員の配置、適切な人員等により職員の能力向上対策にも努め、施設の管理能力はすぐれており利用者の安心・安全に配慮していることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により矢吹町社会福祉協議会を候補者として選定しております。

今回、保健福祉センターの指定管理者候補者との条件等の協議が整いましたので、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井議員。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第21号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論

をします。

議案第4号 矢吹町保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でも反対しましたとおり、やはりこの矢吹町保健福祉センターは町が主導で管理運営をし、先ほども言いましたが、健康福祉がいつでも見える場所であってほしい。また、再度保健福祉課があそこに移り、社会福祉協議会と常に連携をとってやってもらいたい、そのことを要求いたしまして、議案第21号に反対をいたします。

○議長（柏村 栄君） その他ございませんか。

4番、鈴木議員。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 議案第21号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

保健福祉センターにつきましては、平成19年7月から保健福祉課の事務所移転により社会福祉協議会が常駐をいたしまして、施設の閉開など管理の一部を補助しておことは皆様ご承知のとおりでございます。この間につきまして町民の平等な利用促進に努めており、利用者との信頼関係が構築されております。また、社会福祉協議会は当町における社会福祉の中心団体であり、かつ保健福祉センターに拠点を構え福祉事業を展開している状況であることから、社会福祉協議会以外に行政サービスの向上を図りながら効率的に管理運営ができる団体は見当たらないことから本案に賛成をするものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第21号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第2号、議案第3号、議案第5号～議案第9号、議案第11号～議案第16号、議案第22号～議案第36号）

○議長（柏村 栄君） それでは、日程第13、これより議案の上程を行います。

議案第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了承をお願いします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第2号 矢吹町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）において、民法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴う所要の改正をするものであります。

認可地縁団体については、改正前の地方自治法において民法の条文を準用して規定されておりましたが、今回の改正によって地方自治法で準用していた民法第38条から第84条までが削除され、地方自治法に新たに設けられた第260条の3から第260条の39までにおいて、認可地縁団体について具体的に定められることとなったため、これらの改正にあわせて引用語句、条項等を改めるものであります。

議案第3号 矢吹町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）において、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の一部が改正されたことに伴う所要の改正をするものであります。

改正内容としては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律において用いられている公益法人という語句が題名等も含め公益的法人に改められたため、これらの語句を引用している条文について改めるものであります。

議案第5号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を改正する法律が平成21年4月1日付で施行されるに伴い所要の改正を行うものであります。内容は、小規模住宅型児童養育事業として、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を住居で行う者については、医療費一部負担金を助成しないものとする改正であります。

議案第6号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は福島県重度心身障害者支援事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、改正する条例の改正をするものであります。改正内容としては、補助対象の要件において施設入所者等に関し国民健康保険法上の住所地特例を適用してきたところでありましたが、障害者自立支援法の施行により、援護の実施期間は出身市町村と明文されたこと等を考慮し、施設等に入所等をする者及び現に入所等をしている者について、すべての医療保険各法の被保険者、組合員及び被扶養者に対し住所地特例を適用し、入所等をする前に住所を有していた市町村を実施機関とするものであることを理由として改正するものであります。

議案第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は国民健康保険法に少年院、その他これに準ずる施設に収容、または刑事施設、その他これに準ずる施設に拘禁される期間中

は療養費の給付は行わないと規定されていることから、本人の申し出により、その期間については国民健康保険税を減免できるようにするための改正であります。

議案第8号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法第129条の規定により、矢吹町における平成21年度から平成23年度までの3年間の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を同法施行令第38条各号に規定する保険料率に従って被保険者の所得区分ごとの保険料を設定するため、矢吹町介護保険条例第2条の一部を改正するものであります。また、介護報酬改定に伴う保険料増加を抑制するため、国の特別交付金を利用して平成21年度及び平成22年度の介護保険料を減額する規定を附則において定めるものであります。

議案第9号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく福島県南地域基本計画の変更に伴う企業立地重点促進区域の「矢吹ハイウェイパーク」追加編入について、平成20年12月16日付で国の同意が得られたことにより、関連する矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例についてであります。本案は白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用について協議が整ったことから、地方自治法224条の3第2項の規定により相互利用に関する条例を制定するものです。条例を制定することにより、協定市村住民が矢吹町の相互利用対象施設を利用する場合の各施設の条例の適用について、「協定市村に住所を有する者を矢吹町に住所を有する者とみなす」旨を定めようとするものであり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 矢吹町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてであります。本案は介護従事者の処遇改善を図る目的から、平成21年度に介護報酬の改定が行われますが、当該改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するため特別交付金が交付されることになりました。この交付金を適正に管理、運用するための「矢吹町介護従事者処遇改善臨時特例基金」設置に関する条例を制定するものであります。

議案第13号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本案は学校教育法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の所要の改正をするものであります。改正内容としては、職員の自己啓発等休業に関する条例及び矢吹町立小学校及び中学校条例において引用している学校教育法の条項に条ずれが生じたため、それらの字句を適正なものに改めるものであります。

議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。本案は「第5次矢吹町まちづくり総合計画」における「基本構想」で、「基本計画を中心としたまちづくり」を目指すとしており、この理念は、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策や事務事業をオープンにして開かれた役場の実現を目指すとともに、新たな事務事業はその都度追加・変更を行い、財政状況を踏まえた上で、より計画性が高い「基本計画」としてまちづくりを進めるものであり、これらを追加・変更する場合は議会の議決案件としております。このような理由から、平成21年度事業実施計画の策定に当たって基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 矢吹町道路線の認定についてであります、本案の小松26号線及び滝八幡7号線につきましては、寄附申し込みを受けた道路で、今後、地域の生活道路として必要なため認定するものであります。また、八幡町・善郷内線につきましては、国営隈戸川土地改良事業により暗渠化された羽鳥幹線用水路敷地を地域の生活道路として整備するために認定するものであります。

議案第16号 公の施設の相互利用に関する協議についてであります、本案は議案第11号に関連するものであります。公の施設は地方自治法第244条第1項により、本来各自治体が自己の住民の利用に供するため設置したものであります。近年、地域住民の文化・体育活動に対するニーズは多様化・個性化、または広域化している現状にあります。これらを踏まえ、近隣自治体である白河市、西郷村、泉崎村、中島村との公の施設の相互利用に取り組むことにより、そのニーズにこたえ、さらには既存公共施設の有効利用を図るとともに、構成市町村の住民の交流促進や利便性の向上につなげることを目的とするものであります。

よって、地方自治法第244条の3第2項及び第3項の規定により、構成市町村の協定締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）であります、本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,205万4,000円を追加し、総額を60億7,656万7,000円とするともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税4,506万6,000円、国庫支出金1億1,380万2,000円、県支出金139万8,000円及び繰入金256万7,000円などをそれぞれ増額し、財産収入1,229万5,000円、諸収入622万1,000円及び町債210万円などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が地域振興基金原資積立金及び総合型GISシステム構築事業の増などにより4,136万6,000円の増額、民生費が介護従事者処遇改善臨時特例基金原資積立金の増などにより425万4,000円の増額、衛生費が生活習慣病検診事業の事業費確定による減などにより1,301万7,000円の減額、農林水産業費がうつくしま園芸産地グレードアップ事業の事業費確定による減などにより515万6,000円の減額、土木費が田町・大池線用地買い戻し及び大池公園用地取得償還金繰上償還の増などにより3,659万6,000円の増額、教育費が矢吹中学校改築事業などの増などにより8,382万6,000円の増額となるものであります。

次に、繰越明許費の補正の内容につきましては、国の平成20年度第2次補正予算に係る地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して取り組む「普通財産売却事業」、「統合型GIS構築事業」及び「矢吹中学校改築事業」並びに生活支援対策として創設された「定額給付金給付事業」及び小学校就学前3年間の幼児教育期の第2子以降の子供を対象に特別手当を支給する「子育て応援特別手当事業」の年度内完了が困難なことから、総額4億5,296万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、事業費の減に伴い県営水環境整備事業債70万円、ふるさと農道緊急整備事業債40万円、臨時地方道整備事業債100万円を減額するものであります。

議案第23号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります、本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ281万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,088万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、使用料及び手数料162万8,000円、町債108万円をそれぞれ減額するもので

あります。

歳出の主な内容につきましては、総務費92万8,000円、公債費124万9,000円の減額であります。

地方債の補正内容につきましては、公共下水道事業の公的資金補償金免除繰上償還借換債を16万5,000円、流域下水道事業の公的資金補償金免除繰上償還借換債を21万5,000円、流域下水道事業債を70万円減額補正するものであります。

議案第24号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ18万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,949万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料6万3,000円を増額し、分担金25万円を減額するものであります。

歳出につきましては、維持管理費7万1,000円を増額し、公債費25万8,000円を減額するものであります。

議案第25号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ349万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,370万円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料600万円、国庫支出金130万1,000円増額し、支払基金交付金395万8,000円、県支出金67万5,000円、繰入金616万2,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費63万6,000円、保険給付費283万5,000円、地域支援事業費2万3,000円を減額するものであります。

議案第26号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ288万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,171万4,000円とするものであります。

歳入予算の内容としましては、後期高齢者医療保険料154万円を増額し、手数料4万5,000円、繰入金334万8,000円、諸収入103万円を減額するものであります。

歳出予算の内容としましては、総務費374万3,000円、諸支出金110万円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金196万円を増額するものであります。

議案第27号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の収益的収入及び支出予算額にそれぞれ7万4,000円を増額し、収入予算総額を4億5,622万5,000円とし、支出予算総額を5億882万2,000円とするものであります。

収入につきましては、給水収益の増額であります。

支出の主な内容につきましては、五本松配水池の電気料等であります。既定の資本的収入及び支出予算額にそれぞれ190万3,000円を増額し、収入予算総額を3億7,506万4,000円とし、支出予算総額を5億207万8,000円とするものであります。

収入につきましては、田町・大池線道路拡幅工事に伴う水道管移設工事補償金190万3,000円であります。

支出の主な内容につきましては、東郷地区等配水管布設工事費として計上するものであります。

議案第28号 平成21年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億5,400万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるもので

あり、平成20年度予算と比較して2.7%の増となっております。内容につきましては施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第29号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,358万5,000円とし、あわせて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して、総額で約3.2%の増となっております。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税 7億115万4,000円、国庫支出金 5億8,035万7,000円、療養給付費交付金5,179万円、前期高齢者交付金 3億4,001万7,000円、共同事業交付金 2億4,250万6,000円、繰入金 1億3,223万5,000円などとなっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費14億3,432万3,000円、後期高齢者支援金等 2億5,832万2,000円、老人保健拠出金2,094万2,000円、介護納付金 1億265万8,000円、共同事業拠出金 2億4,250万8,000円などとなっております、これらで歳出総額の約96%を占めております。

なお、本案については、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっているものであります。

議案第30号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6億8,882万円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成20年度当初予算額と比較して9.8%の増となっております。

歳入の主な内容といたしましては、使用料及び手数料 1億40万3,000円、繰入金 1億9,752万円、町債 3億4,350万円などであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費8,113万3,000円、事業費 1億2,180万9,000円、公債費 4億8,577万8,000円となっております。

議案第31号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計当初予算についてであります。本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,183万円とし、あわせて一時借入金について定めるものであります。

歳入予算の内容といたしましては、事業収入1,052万2,000円、繰越金112万4,000円、諸収入18万4,000円であります。

歳出予算の内容といたしましては、土地造成事業費1,091万9,000円、予備費91万1,000円であります。

議案第32号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計予算についてであります。本案の内容としましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容としましては、支払基金交付金56万1,000円、国庫支出金36万5,000円、県支出金 9万円、繰入金10万円などとなっております。

歳出の主な内容としましては、医療諸費111万2,000円などとなっております。

議案第33号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億9,428万7,000円とし、あわせて地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成20年度当初予算額と比較して9.7%の増となっております。

歳入の主な内容といたしましては、使用料及び手数料2,437万9,000円、繰入金 1億1,302万7,000円、町債 5,620万円などであります。

歳出の内容といたしましては、維持管理費3,757万8,000円、公債費 15,670万9,000円となっております。

議案第34号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は町が保険者として行う介護保険事業の予算を定めるもので、歳入歳出予算の総額を8億6,328万8,000円とし、あわせて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。

歳入予算の主な内容としましては、保険料1億3,383万1,000円、国庫支出金1億9,940万6,000円、支払基金交付金2億4,008万5,000円、県支出金1億2,049万円、繰入金1億6,898万3,000円等となっております。

歳出予算の主なものとしましては、総務費3,627万6,000円、保険給付費7億9,273万円、地域支援事業費3,306万7,000円などとなっております。

なお、本案予算は第4期介護保険事業計画3年間の初年度の予算であり、平成20年度と比較しますと4.5%の増額予算となっております。

議案第35号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案の内容としましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,064万2,000円とし、一時借入金について定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料9,835万5,000円、繰入金4,168万5,000円などとなっております。

歳出の主な内容としましては、総務費973万円、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,031万円などとなっております。

議案第36号 平成21年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、給水戸数を6,132戸、年間総給水量157万9,332立方メートル、1日平均給水量4,326立方メートルを業務の予定量と定め、その他につきましては、収益的収支予算、一時借入金、棚卸資産などについて定めるものであります。

収益的収入につきましては、総額4億5,279万6,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億7,853万6,000円、他会計負担金を主とする営業外収益7,425万8,000円などであります。

収益的支出につきましては、総額で4億9,858万2,000円を計上し、主な内容は、原水及び浄水費1億7,822万円、減価償却費1億5,509万6,000円、企業債利息8,196万7,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が繰上償還のための起債として4,370万円、他会計負担金として2,775万7,000円の合計7,145万7,000円に対して支出総額は2億192万8,000円となり、差引不足額1億3,047万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

資本的支出の主な内容は、配水設備費で1,170万4,000円、企業債の償還金1億8,640万8,000円などとなっております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ご苦労さまでした。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

（午後 5時03分）